

平成30年度

第8回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第8回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月7日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 仮本庁舎 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
3番	石井克己
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

欠席委員 1人

4番	梶尾彌一
----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3 件
議案第4号	農地法第35条第3項の規定に基づく通知について	1 件
議案第5号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1 件
議案第6号	平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について	4 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	30 件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	3 件
報告第4号	農用地利用状況報告について	1 件

6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 山崎 武敏

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成30年度第8回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日から、農地利用最適化推進委員の皆様にも出席いただいております。推進委員の皆様も、ご意見がございましたら発言の程、よろしくお願いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、梶尾推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中、10名、推進委員6名中、5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名又は記名押印委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、1番の小川委員、2番の宮内委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>農政班は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年10月22日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 7番</p>	<p>現地調査は、平成30年10月31日に農地調査班第4班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、県立特別支援学校市川大野高等学園の北東側、概ね50メートルに位置しております。</p> <p>譲受人は、主に梨の栽培をしている兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、現況は露地畑で概ね良好な状態で管理されております。</p> <p>取得後は、枝豆、ネギ、白菜などを栽培するとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。</p> <p>議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年10月23日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は525平方メートル、外1筆、合計面積は、1,050平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
議席 7番	<p>現地調査は、平成30年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、曾谷公民館の南側、おおむね100メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界は、既設の土留鋼板及び新設のH型鋼とコンクリート板による土留を設置し、土砂等の流出を防止するとのことでございます。</p> <p>また、敷地内は盛土したうえで砂利敷きにして転圧、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>駐車台数につきましては、普通車、中型車等27台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>

議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する農家の方で、申請地東側に本社がある解体工事を行う法人からの要望により申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成30年12月5日に着工し、完了は、平成30年12月25日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年10月22日でございます。</p> <p>(1)の申請地は堀之内で、地目は田、面積は1,000平方メートル、外2筆、合計面積は1,531平方メートルです。</p> <p>(2)の申請地も堀之内で、地目は田、面積は542平方メートルです。</p> <p>(1)と(2)の合計面積は、2,073平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして(3)ですが、議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年10月25日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は169平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅を建築する目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第

<p>議席 7番</p>	<p>4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成30年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>申請地は、北総線北国分駅の南東側、概ね600メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地は、農用地区域外に位置し、市街化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷としますが、出入り口部分につきましては、アスファルト舗装とし、雨水については、自然浸透とするものとさせていただきます。</p> <p>申請地部分につきましては、再生プラスチック原料を置く予定とことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続いて(3)ですが、申請地は、大町小学校の南東側、概ね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、既設のコンクリートブロック及び新設の木質土留を設置し、土砂等の流出を防除します。</p> <p>また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、貯留槽にて一時貯留し、オーバーフロー分は前面道路側溝へ放流とするものとさせていただきます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p>
--------------	--

<p>議 長</p>	<p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>譲受人は、葛飾区に本店を置き、一般廃棄物処理業を主な事業とする法人です。</p> <p>当法人は、資産等を所有し、関連会社に貸して管理する会社としており、関連会社は営業活動をする会社とのことです。</p> <p>今回、松戸市に本店を置き、再生プラスチック原料を作る事業を行っている関連会社の再生プラスチックの置場が手狭になったことから、譲受人が取得し、関連会社に貸すため、申請するものでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後3か月となっております。</p> <p>ここで、当案件の農地区分についてご説明させていただきます。皆様にお配りした資料1をご覧ください。</p> <p>申請地は約15ヘクタールの規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当すると判断しているところです。</p>

<p>議 長</p> <p>議席 3番</p> <p>事 務 局</p>	<p>しかしながら、今回、千葉県東葛飾農業事務所が検証したところ、申請地は北国分駅から半径1キロメートルの範囲内に位置し、この範囲内の宅地率が49.5パーセントと、40パーセントを超えていることから、市街地化が見込まれる区域内にある農地として、第2種農地と判断されたものです。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>続いて(3)ですが、譲受人は、新宿区に住む会社員の方です。</p> <p>申請地付近は、小学校や駅からも比較的近く、市街地化が進んでおり、住環境が良好であることから申請に至ったとのこと</p> <p>です。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、金融機関からの借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後8か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(3)について、大町は農業振興地域ですが、住宅を建てられるのですか。</p> <p>農業振興地域であっても農用地指定を受けていなければ、50戸連たんで建てられます。</p>
--------------------------------------	--

推進委員 5番	(1) (2) ですがプラスチックごみが出ないのでしょうか。
議席 7番	ペレットとなった完成品ですので廃プラスチックとは違います。
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」(1) (2)については、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(3) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第35条第3項の規定に基づく通知について」、でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号「農地法第35条第3項の規定に基づく通知」について、ご説

	<p>明いたします。</p> <p>議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>昨年度、実施しました農地利用状況調査の結果に基づきまして、遊休農地と判定した農地の所有者に対しまして、農地法第32条の規定に基づく利用意向調査を実施したところ、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業を利用する意志がある旨の表明があった者が、議案書のとおり12件、15名ございました。</p> <p>つきましては、農地利用集積円滑化団体（市川市経済部農政課）に対し、農地法第35条第3項の規定に基づく通知をすることについて決定を求めるものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 7番	<p>農地としては使えないものばかりのようですが、この事業を利用する意思表示が出されたものについて通知をするということによろしいですか。</p>
事 務 局	<p>農振地域以外で希望があった場合には、円滑化団体である市の農政課に通知をすることになります。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第35条第3項の規定に基づく通知について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年10月22日でございます。</p> <p>申請地は、原木で、地目が田、面積は10平方メートル、外1筆、合計面積は、16.49平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請なされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 7番	<p>現地調査は、平成30年10月31日に、農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、二俣小学校の北西側、概ね400メートルに位置しており、昭和55年10月に申請地東側を所有する地主との間で売買しましたが、所有権移転登記はしていなかったとのことでございます。</p> <p>隣接地主は、昭和50年6月に専用住宅を建築し、その後、申請地を買受</p>

	<p>けてから現在まで、庭の一部として利用してきたとのことでございます。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>申請地につきましては、航空写真により、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることが確認されております。</p> <p>また、固定資産評価額証明書にも現況地目は「宅地」と記載されております。</p> <p>なお、申請地については、平成30年10月11日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による処分を受けておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第6号「平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について」、4件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第6号 「平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>13ページから20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年10月18日付けで、市川市長より平成30年度第4次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 3番	<p>議案第6号「平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成30年10月30日に、農政調査班第2班と、区域1、区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、4件の利用集積計画案がございます。</p> <p>13ページと14ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、堀之内在住の借り手の方が、同じく堀之内在住の貸し手の方が所有する堀之内の畑1筆、面積513㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p>

	<p>現況は、ネギの栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、15ページと16ページをお願いいたします。</p> <p>(2)は、大野町在住の借り手の方が、同じく大野町在住の貸し手の方が所有する大町の畑1筆、面積803㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は5年です。</p> <p>現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、17ページと18ページをお願いいたします。</p> <p>(3)は、大町在住の借り手の方が、同じく大町在住の貸し手の方が所有する大町の畑1筆、合計面積3,401㎡のうち988㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は2年です。</p> <p>現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、19ページと20ページをお願いいたします。</p> <p>(4)は、大野町在住の借り手の方が、同じく大野町在住の貸し手の方が所有する大野町の田7筆、合計面積2,930㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>このことから、4件すべて平成30年度第4次農用地利用集積計画として決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。
	それでは、これより質疑にはいります。
	ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。

各 委 員	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「平成30年度農用地利用集積計画の決定」、(1)について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)について、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)について、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、(4)について、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>

議 長	次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が10月分30件ございます。
事 務 局	<p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成30年10月1日から同年10月31日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は17件、68筆、11,862.29平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、13件、26筆、2,697.50平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、30件、94筆、転用面積は、14,559.79平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、22ページから27ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。</p> <p>28ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、平成30年10月2日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、平田の2筆、合計面積は235平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登</p>

<p>議 長</p>	<p>記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成29年1月19日に、農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年10月12日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用目的相違、現況は「共同住宅」と回答したものでございます。</p> <p>次に、(2)でございます。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年10月4日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大野町の2筆、合計面積は81平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から、「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年10月12日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用未届、現況は「駐輪場」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
------------	--

事務局	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の30ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成30年10月2日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「農用地利用状況報告について」、でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農用地利用状況報告について」ご説明いたします。</p> <p>31ページをお願いいたします。</p> <p>平成30年3月7日付けで、原案決定をしました「平成29年度第4次農用地利用集積計画」につきまして、条件とされました3カ月ごとの農用地利用状況報告の、第2回目が提出されましたので報告いたします。</p> <p>農政課の評価としましては、「第2回農用地利用状況報告書及び現地調査の結果等より、引き続き営農に対する強い意欲を有しているとともに栽培管理のために必要な労働時間の確保に努めていることを確認した。また、第1回報告に比べて売上の改善が見られる。今後も引き続き、栽培技術の向上や施肥・病虫害防除等のほ場管理並びに目標収量・目標所得を確保していくために、適切な経営管理を行う上で必要な助言について、県農業普及指導員を通じて近々に実施していく予定である。」とのことです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

	<p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第8回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
--	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 小川 治夫

委 員 宮内 純一
